

1 趣旨

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）の一部改正等に伴い、横浜市市税条例施行規則（昭和25年12月横浜市規則第80号。以下「規則」という。）及び横浜市市税条例施行規則等の一部を改正する規則（令和3年12月横浜市規則第72号。以下「一部改正規則」という。）の一部を改正しました。

2 改正の概要

(1) 規則の一部改正

ア 確定申告書における記載事項を市町村の条例施行規則で定める必要性は乏しいことから、条例第34条の2（市民税の申告義務等）について、総務省令を引用して定める規定に改めました。これに伴い、規則第18条の2（確定申告書に記載する市民税に関する付記事項）を定める必要はなくなったため、当該規定を削除しました（第18条の2）。

イ 条例附則第13条の6の4において、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置を受けるための申告について規定されたことに伴い、当該申告に係る申告書の様式を設けました（第60号様式の6の2）。

ウ その他地方税法施行令（昭和25年政令第245号）等の改正に伴い、条文及び様式の文言整備を行いました（第16条の3、附則第13条の2及び第60号様式の4）。

(2) 一部改正規則の一部改正

(1)アに関する規則の改正に伴い、一部改正規則のうちまだ施行されていない規則第18条の2の改正規定を削除しました。

3 公布及び施行日

(1) 公布日

令和5年8月4日

(2) 施行日

令和5年8月4日